

議案第68号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙の  
とおり制定する。

令和4年11月29日提出

加西市長 西村 和平

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「応じた額」の右に「に、勤務時間条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第11条の2中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び」を削り、「、前条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による」を「、その者の受ける号給に応じた」に改める。

第21条第2項第2号及び第23条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第3項及び第30条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
附則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第11条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第12条、第16条、第17条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 市立加西病院において医療業務に従事する医師
- (3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年加西市条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定

する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）  
を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（4） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第11条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第11条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な

事項は、規則で定める。

別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表中「給料月額」を「基準給料月額」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和42年加西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「6箇月以下の期間、給料の月額」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年加西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第3条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条中「給与法」を「給与条例」に改め、同条の表第21条第2項第2号の項を次のように改める。

第21条第2 項第2号	定年前再任用短時 間勤務職員	地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
----------------	-------------------	--

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第6条 加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員（」の右に「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する」を加える。

（加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年加西市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「（以下「職員」という。）」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下これらを総称して「職員」という。）」に改める。

第3条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 22 条の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第 8 条 加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 22 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 中「(地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第 2 号中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項」に改め、同項第 4 号中「第 19 号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第 9 条 職員の再任用に関する条例（平成 13 年加西市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和 3 年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第11条第3項に規定する給料表に掲げる給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第11条第3項に規定する給料表に掲げる給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第29条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 暫定再任用職員が新給与条例の適用を受ける場合は、新給与条例第31条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 新給与条例附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。



(審議資料)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年年齢の引上げ等に対応するため、関係条例について所要の改正を行うもの。

**【概要】**

- (1) 当分の間、60歳に達した日以後における最初の4月1日以降、その者の受ける給料月額は、4月1日前に受けていた給料月額の7割水準とする。
- (2) 定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う従来の再任用職員制度の廃止、用語の整理、条項ずれ等必要な規定の整理を行う。